

新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務

(2) 業務の内容

鳥取県民に対し速やかな接種を進め、ワクチン接種率を向上させることを目的として、多様な媒体を活用して、効果的な時期にワクチン接種の広報・啓発プロモーション業務を展開する。

なお、詳細は(別紙1)仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和4年11月30日まで

(4) 予算額

金26,000,000円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含む。)

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「35イベント・広告・企画」の「5広告・広報」、「6イベント企画・運営」、「7デザイン企画」又は「99その他」のいずれかに登録されていること。

(4) 本件調達の公告日から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 6部

(別添1:応募様式)の「2提案内容」に記載した事項を必ず明記し、A4版用紙で作成すること。縦横及びページ数は問わない。

イ 受託費用見積書 6部(正本1部、副本(写し)5部)

経費の明細を算出し、その経費(内訳を含む)を記載し、消費税も含めた見積とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

ウ 会社概要、定款、規約・会則、役員名簿及び団体の組織図 各6部

(2) 提出方法等

ア 提出方法

ウの提出先・問合せ先への持参又は送付とし、紙媒体とあわせて、企画提案書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルをメールにて提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)によること。

イ 提出期限

令和4年1月26日（水）正午（必着）

ウ 提出先・問合せ先

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム
〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7976

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：cov19-vaccine@pref.tottori.lg.jp

(3) 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付は、令和4年1月12日（水）から同月19日（水）までの間にインターネットの鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/302069.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和4年1月12日（水）から同月19日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(2)のウに同じ

(4) その他留意事項

ア 企画提案書は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

イ 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

オ 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、鳥取県から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

4 質問の受付

(1) この公募型プロポーザル実施要領について質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和4年1月14日（金）までに3の(2)のウの場所に、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(2) 質問者には、質問書の受理日から3日以内（日曜日及び土曜日を除く。）に文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を令和4年1月18日（火）までにインターネットの鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/302069.htm>）に掲載する。

5 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和4年1月19日（水）までに（別添2：参加意向確認書）を3の(2)のウの場所にファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出すること。

6 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時 令和4年1月27日(木)又は31日(月)のいずれか1日(参加者に後日通知する。)
- (2) 場所 オンライン会議方式(参加者に後日通知する。)
- (3) 持ち時間等 30分程度

(企画提案書等の説明(15分程度)、質疑応答(15分程度))

- (4) その他 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

7 選定

- (1) 提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、別紙2「新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務に係る公募型プロポーザル評価要領」の評価基準に基づき、審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。
- (2) 審査結果は、インターネットの鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チームのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/302069.htm>)で公表するとともに、参加者に通知する。
公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。
- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルの選考に関し働きかけを行った者は失格とする。

8 契約の締結

審査会による審査の結果、7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 暴力団排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

11 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和4年1月12日(水) |
| (2) 質問期限 | 令和4年1月14日(金) |
| (3) 参加意向確認書提出期限 | 令和4年1月19日(水) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和4年1月26日(水) |
| (5) プレゼンテーション審査会の開催 | 令和4年1月27日(木)又は31日(月)のいずれか 1日 |
| (6) プレゼンテーション審査結果の通知 | 令和4年2月上旬 |
| (7) 企画提案等の協議、見積依頼 | 令和4年2月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和4年2月上旬 |

12 その他

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。